

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第65回）

米国特許法第101条の判断
～テンプレート発明の保護適格性～

GOTV STREAMING, LLC,

Plaintiff-Appellant

v.

NETFLIX, INC.,

Defendant-Cross-Appellant

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

クレーム発明が、米国特許法第101条に規定する保護適格性を有するか否かは、Alice最高裁判決¹で判示された2段階テストにより判断される。Step1では、問題となっているクレームが、抽象的なアイデアを対象としているか否かを検討する。クレームが抽象的なアイデアを対象としている場合、Step2に進み、クレームが抽象的なアイデア自体よりも「大幅に多くの」内容を記載しているかどうかを検討する。

本事件ではワイヤレスデバイスの画面サイズ及び機能に合わせてコンテンツを調整する発明の保護適格性が問題となった。

CAFCは、コンピュータ／ネットワークの通常の機能に改善はなく、抽象的な概念を実行するためのツールとして通常の機能を使用しているに過ぎないとして、保護適格性ありと判断した地裁判決を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

GoTV Streaming, LLCは、本件で争点となっている3件の関連米国特許（8,478,245、8,989,715、および8,103,865）を保有している。これらの特許は、ワイヤレスデバイスからコンテンツ要求を受信し、要求されたコンテンツをデバイスに配信してデバイスがレンダリング（視覚コンテンツの場合はデバイスの画面に表示）できるようにサーバが処理し、レンダリングされるコンテンツの仕様を要求元のデバイスの画面サイズ及びその他の機能に合わせて調整する手法をクレームしている。

1 Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l, 134 S.Ct. 2347 (2014)